

## 「平成 25 年度農山漁村交流拠点整備委託業務」企画提案募集要領

### 1 事業の趣旨

本県にとって、沖縄らしい風景・景観の維持や県土の保全、伝統文化の継承や地域社会の維持など多面的機能を有する農山漁村の活性化を図るため、都市と農山漁村に住む人々が農林水産業を通じて交流を行うグリーン・ツーリズムを推進することは、農林水産業の持続的発展及び地域経済の発展のためにも重要である。近年、特に修学旅行生の受入等では着地型都市農村交流が注目されているが、体験者のニーズに対する受入体制がまだ不十分であることから、継続的かつ計画的受入ができる環境を整え、より広域的な取り組みの拠点となる地域の推進拠点体制の創出、育成、実証の 3 段階（3 年間）での実施による沖縄型農村体験滞在スタイルの確立を目的に 24 年度より「農山漁村交流拠点整備事業」を実施してきた。

本事業では、24 年度に地域推進拠点体制の創出に向けた基礎調査を実施し、モデル地域として本島北部のやんばる 3 村（国頭村、大宜味村、東村）を選定、地域内における基礎調査等を実施、推進拠点体制の方策や推進拠点体制（案）まで策定した。

今回の公募はその推進拠点体制（組織）の育成に向けた基盤整備と新たに都市農村交流志向を持ち広域的な取り組みの拠点となる離島地域における地域推進拠点体制の創出を目的としている。（沖縄振興特別推進交付金事業）

### 2 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。また複数の事業者で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず 1 社以上参加するとともに、各事業者においては、出資割合が 20 % 以上であること。また 2 事業者で実施する場合は、30 % 以上であること。
- (3) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ 1 名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (4) 参加申込書の提出期限日から企画提案採択順位を決定する日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに警察当局から排除要請がある団体でないこと。
- (6) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(注) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

### 3 応募方法等

#### (1) 参加申込

①申込期間：平成25年8月26日(月)～平成25年9月2日(月) 17:00

②提出書類： 参加申込書 【様式1】

③提出方法： 持参・郵送・ファクシミリまたはEメール(受信確認必要)

※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

#### (2) 企画提案

①提出期限：平成25年9月11日(水) 12:00

②提出書類： 応募申請書 【様式2】 1部

企画提案書及び応募書類一式 【様式3～7】 各14部

(下記5 参照)

③提出方法： 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。

(3) 質問がある場合は、平成25年9月2日(月)までに質問書【様式8】をファクシミリまたはEメールで提出すること。(受信確認必要)

回答は、9月4日以降に参加申込者全員にEメールにて回答する。

※ 問い合わせ先は、下記12を参照

### 4 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」を参照すること。

### 5 提出物

(1) 参加申込書 …………… 【様式1】

(2) 応募申請書 …………… 【様式2】

(3) 企画提案書 …………… 【様式3】

(4) 会社概要書 …………… 【様式4】

(5) 積算書 …………… 【様式5】

(6) 実績書 …………… 【様式6】

(7) 誓約書 …………… 【様式7】

(8) プレゼンテーション配布資料

(9) 参考資料(必要に応じて)

※コンソーシアムの場合は、構成員ごとに会社概要書、実績書を作成するとともに、コンソーシアム協定書を添付すること。

※会社概要書【様式4】には直近の過去2期分の決算書(写し)を添付すること。

※提出部数：参加申込書 1部、応募申請書 1部、その他提出物 各14部

## 6 企画書等の体裁

- (1) 原則として、A4判、縦、左綴りとする。
- (2) プレゼンテーション配布資料についてはA4判とし、縦・横は自由とする。

## 7 プレゼンテーション審査

- (1) 日時：平成25年9月19日(木) (予定)
- (2) 場所：沖縄県庁9階 第4会議室
- (3) 提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。
- (4) 審査会場への入場者は3名以内とし、15分間(プレゼンテーション10分、質疑応答5分)でプレゼンテーションを行う。
- (5) プレゼンテーションを行う時間帯については、平成25年9月17日(火)までに事務局から連絡を行う。

## 8 審査の方法

- (1) 応募事業者数が6社以上の場合は、沖縄県農林水産部村づくり計画課において1次審査(書類審査)を行い、上位5社について2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。応募事業者数が6社未満の場合は、1次審査は実施せず応募資格等要件の適合を確認した上で、全て2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案評価検討委員会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、応募資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (3) 2次審査の各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員のつけた順位をポイントとして置き換え、全委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を上位として委託契約候補者の順位を決定する。
- (4) 企画提案審査の結果については文書で通知する。

## 9 2次審査評価基準

- (1) 基本認識 <5点>  
沖縄県におけるグリーン・ツーリズム等による農山漁村の振興について現状や課題に関する基本認識を有しているか。
- (2) 企画提案書の内容 <35点>
  - ①事業目的の理解度  
当該事業の趣旨・目的を的確に把握し、それに適切に対応した提案となっているか。
  - ②提案内容の優良性
    - ・提案のあった企画は、効果的で実現可能か。
    - ・提案内容は仕様書の全ての実施項目ごとに、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴った内容となっているか。
    - ・事業成果の発展を見据えた提案となっているか。
  - ③事業実施計画の妥当性
    - ・提案内容に沿った事業スケジュールとなっているか。

・事業実施の手順・手法は効果的で実現可能な内容となっているか。

④積算の妥当性

・提案内容を実現するための的確な積算となっているか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価 <10点>

①事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応員数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

②成果が期待できる過去の類似業務等実務実績を有しているか。

10 スケジュール(予定)

平成25年8月26日(月)	公募開始
9月2日(月)	質問締切
9月2日(月)	参加申込締切
9月11日(水)	企画提案締切
9月19日(木)	プレゼンテーション審査
9月 下旬	審査・採択決定
9月末	契約締結

11 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の募集は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の候補者と契約締結に向け協議を行うが、当該候補者との協議が整わなかったときは、あらためて次点の候補者と協議を行います。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (5) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (7) 1事業者（コンソーシアム）あたり提案書は1件とします。
- (8) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

12 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 村づくり計画課 農村活性化推進班(担当：神山、大嶺)

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁10階)

電話番号：098-866-2263

FAX：098-869-0557

Eメール：[aa045306@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa045306@pref.okinawa.lg.jp)